

ますます、いよし。



伊予市

# 伊予市立小中学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

伊予市教育委員会

# 目 次

|   |                       |   |
|---|-----------------------|---|
| 1 | 計画の趣旨、現状              | 3 |
| 2 | 目標                    | 4 |
| 3 | 計画の期間                 | 4 |
| 4 | 実施する業務量管理・健康確保措置の内容   | 5 |
| 5 | 関連する取組、今後のフォローアップについて | 7 |

# 1 計画の趣旨、現状

## (1) 計画の趣旨

本計画は、伊予市立小中学校に勤務する教育職員が、ワーク・ライフ・バランスの一層の充実及び心身の健康の保持を図りつつ、児童生徒と向き合う時間や授業改善のための時間を確保し、健康で意欲と能力を最大限に発揮できる環境を整備できるよう、教育委員会各課及び学校が一体となって業務量を適切に管理し、その負担の軽減を図ることにより、児童生徒に対する効果的な教育活動を推進し、学校教育の質の維持・向上を図ることを趣旨として策定するものである。

## (2) 本市の現状

本市では、令和2年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針を「伊予市立学校管理規則」（以下「規則」という）の中で定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

|     | 年平均   | 月45時間を上回る割合 | 月80時間を上回る割合 |
|-----|-------|-------------|-------------|
| 小学校 | 月41時間 | 44%         | 3%          |
| 中学校 | 月56時間 | 64%         | 8%          |

時間外在校等時間が45時間を超える割合が小学校で44%、中学校で64%と多くなっている。部活動や保護者・地域からの要望等への対応などの業務の負担感が大きく、部活動の地域展開やコミュニティ・スクールの充実を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を策定するものである。

## 2 目 標

本計画において、達成を目指す目標は以下のとおり。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1 箇月時間外在校等時間が 80 時間以下の割合を 100%にする。
- イ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間を上回る割合を前年度より減少させる。

いずれも、毎月の勤務時間調査により結果を判断する。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ア ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 10%以下にする。
- イ 心身ともに健康で、誇りややりがいを持って教育活動を行う教育職員の割合が前年度より増加する。

アについては、毎年実施する教育職員のストレスチェックの結果により判断する。

イについては、「学校における働き方改革に関する意識調査（愛媛大学教職大学院）」における「教育職員のやりがい（ワーク・エンゲイジメント）」「教育職員の抑うつ傾向（メンタルヘルス）」「教育職員の主観的幸福感（ライフ・ワーク・バランス）」の結果により判断する。

## 3 計画の期間

令和 8 年度～令和 12 年度

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### ア 学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
  - ◆ 学校運営協議会などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
  - ◆ 給食費等の学校徴収金については、教育委員会、学校、事務室が連携を図り、仕組みづくりやシステム構築に取り組む。
- 地域学校協働活動推進員等による関係者間の連絡調整

#### イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計等への回答
  - ◆ 校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- 部活動
  - ◆ 休日の部活動については、令和9年度末までに、平日の部活動については、令和11年度末までに地域クラブ活動に展開することを目標とする。
- ICT支援員によるICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

#### ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- 授業準備、学習評価や成績処理
  - ◆ ICT支援員等と連携し、校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
  - ◆ 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員の補助により軽減する。
- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
  - ◆ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等外部人材の活用を推進し、専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。
  - ◆ 必要に応じて、医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員等専門的な人材の学校への派遣を促進する。
- 給食の時間における対応
  - ◆ 食に関する指導については、栄養教諭等が対応する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- 年間を通して、週2回(中学校は1回)、5時間授業日と同じ下校時刻を設定する。部活動の地域展開に進捗に合わせて、中学校においても2回実施する。
- 校務用パソコン等、ICT機器を用いた校務の効率化を推進する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 学校における定時退勤日を月1回以上設定するよう推進する。
- 長期休業中の部活動や研修の見直しを行い、全校で1週間の閉庁日を設定する。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、教育委員会が市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、伊予市ホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取りや指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。